

河川にゴミを捨てる行為は 違法です。

○河川法（河川法施行令第16条の4）

何人も、みだりに次の行為をしてはならない—
河川区域内の土地に土砂又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。

罰則 3ヶ月以下の懲役、または20万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第5条）

何人も、公園、広場、キャンプ場、スキー場、海水浴場、道路、河川、港湾その他の公共の場所を汚さないようにしなければならない。

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第16条）

何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

罰則 5年以下の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金、またはこの両方

誰がどのようなゴミを捨てているのでしょうか。

川や海岸のゴミには、様々なものがあります。

- 引越し時に、まとめて捨てられた家電製品や家財
- タイヤ交換後の古タイヤ
- キャンプや河川公園でのレクリエーションで使われたガスボンベや食品トレー、ペットボトル、花火
- 釣り人が捨てて行った釣り餌のビニール袋やルアー、釣り糸
- タバコの吸殻や使い捨てライター
- 家庭ゴミに入ったレジ袋
- 耕作に使用した肥料袋や苗木ポット など

河川のゴミは身近な人達の何気ない行為が原因となっているのです。



川や海の生き物のくらしをおびやかします。



コアホウドリのヒナ3羽から出てきたプラスチックゴミ

日本海沿岸の海岸には、中国や韓国などの外国由来のものを含む大量のゴミが漂着しています。一方、日本から流出したゴミもまた遠く離れた北太平洋赤道近くまで達するともいいます。写真は、ミッドウェイ環礁に生息するコアホウドリのヒナ3羽の死骸から出てきたプラスチックゴミです。容器のフタ、歯ブラシや釣り用の浮き、使い捨てライターなど様々です。北太平洋の海洋環境の保全には、国際的な協力はもちろんのこと、それぞれ国内での発生源対策が急務となっています。

ミッドウェイ環礁のコアホウドリ



キタオットセイ

写真は、首にプラスチックの漁網が引っかかってしまい、取れずに苦しむキタオットセイの姿です。



海鳥の砂糞(さのう)の中

写真は、死んだ海鳥の砂糞(さのう)を調べたものです。細かなプラスチックゴミでいっぱいです。



[写真提供:JEAN]
<http://www.jean.jp>

一人一人の行動が

大切

地球の7割を占める海洋は、私たち人間にとってかけがえのない財産です。いま、その海洋の環境が深刻な影響を受けはじめています。日常生活の中でたくさん使われているプラスチック製品などが、身近な川をとおして海洋へと流れ出ているのです。海岸に漂着したゴミのせいで、安心して、気持ち良く海岸で遊ぶことができないという地域も多くあります。何気なく捨てる人がいる一方で、コツコツと拾っている人たちもいます。子どもたちにどんな地球環境をつないでいくのか、ゴミを捨てさせない地域社会の実現のためには、一人一人の行動が大切です。

発行

財団法人 河川環境管理財団
〒103-0001 東京都中央区日本橋小伝馬町11-9
☎03-5847-8303
<http://www.kasen.or.jp>

美しい川と海を 取り戻そう。



◎人々の生活からでたゴミが川に集まります。



◎川を経由したゴミはやがて海へ流出します。

国土交通省河川局

不法投棄ゴミ・皆さんが何気なく捨てたゴミは川に流れ、やがて海に!



破片化していくプラスチックゴミ

プラスチックゴミはしだいに小さな破片になっていき、もう捨てることさえできなくなります。鳥などが餌と間違えて食べてしまい、死んでしまうことが起きています。より細くなったゴミは有害な化学物質を吸着しやすく、微生物が取り込んでしまうこともあり、今後の環境汚染が心配されています。



川から流出しているゴミ(山形県・最上川の例)

山形県が2007年に実施した最上川河口部での漂着ゴミ定点調査の結果、私たちの身近な生活の中で発生しているゴミがほとんどでした。上位10位までの品目は右表のとおりです(約6ヶ月間、20mの河川敷に漂着したゴミの総数は3,854個でした)。

ワースト10

順位	品目	割合(%)
1	発泡スチロールの破片	39.2
2	硬質プラスチックの破片	17.8
3	プラスチックシートや袋の破片	10.7
4	食品の包装・容器	6.4
5	プラスチック類の燃えカス	4.5
6	タバコの吸殻・フィルター	3.9
7	ふた・キャップ	3.4
8	飲料用プラボトル(ペットボトル)	2.2
9	生活雑貨	1.6
10	ロープ・ひも	1.2
	その他	9.1
	合計	100.0

